

第 1 6 2 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 中学校の部同江北中学校の項を削り、同部同上沼田中学校の項中「上沼田中学校」を「江北桜中学校」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区立中学校を統合する必要があるので、この条例案を提出いたします。